

一般財団法人日本ドッジボール協会競技委員会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この委員会規程は、一般財団法人日本ドッジボール協会定款第7章の定めるところにより、専門委員会としての活動内容・組織・運営体制等を明確にするため定めるものである。

(名称)

第2条 この委員会は、一般財団法人日本ドッジボール協会(以下、本協会という)競技委員会と称する。

第2章 活動内容

(活動内容)

第3条

- 1 競技規則の研究・規程に関する事。
- 2 本協会主催の競技要綱の立案・競技運営に関する事。
- 3 審判認定員・審判員及び審判指導員の養成・強化に関する事。
- 4 公認審判員の資格審査に関する事。
- 5 その他競技に関する事。

第3章 組織

(委員)

第4条 この委員会は、本協会定款第50条に基づき、理事会で選任された委員長及び委員長が選任し、理事会の承認を得た委員をもって構成する。

2 委員長は、ブロック連絡会競技部長、加盟団体競技委員長等から委員を選任する。

(役員)

第5条 この委員会に次の役員を置く。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 若干名
- 3 常任委員 20名以内

副委員長及び常任委員は委員長が選任し、理事会の承認を得るものとする。

(役員の任務)

第6条 役員は次の任務を負うものとする。

- 1 委員長は委員会を代表し、かつ委員会の会務を掌握する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、委員長があらかじめ

- 指名した順序により副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長及び副委員長が共に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する常任委員がこれを代行する。
 - 4 常任委員は日常業務を処理する。

(任期)

第7条 委員、役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4章 委員総会

(重要事項の決定と承認)

第8条 この委員会の機構及び活動内容の基本方針その他重要事項について
は、委員総会で議決し、理事会の承認を受ける。

(招集)

第9条 委員総会は、委員長が招集し、その議長となる。

(成立)

第10条 委員総会は、構成メンバーの現在数の3分の2以上の出席をもって成
立する。当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思表示をしたもののは出
席者とみなす。

なお、加盟団体競技委員長が出席できないときは、これを選任した加盟
団体の役員を代理出席させることができる。

(議決)

第11条 委員総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のとき
は、議長の決するところによる。加盟団体競技委員長が出席できないとき
は、これを選任した加盟団体の他の役員が議決に参加することができる。

第6章 常任委員会

(構成と招集)

第12条 常任委員会は、委員長・副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(任務)

第13条 常任委員会は、委員総会に提出する議案の作成・委員総会で議決され
た事項の執行・本協会理事会への答申の審議・緊急事項の処理及びその
他日常業務の執行にあたる。ただし、緊急事項の処理は、本協会理事会に
報告し、承認を得なければならない。

第6章 部会

(推進組織の設置)

第14条 この委員会は、日常業務を遂行するため、常任委員会のもとに「審判部」「審判指導部」「競技運営部」「総務部」の4部を置く。

(推進役員)

第15条 各部は、原則として部長・副部長及び部員をもって構成する。

2 部長・副部長は、常任委員の中から選出する。

3 部員は常任委員会で推薦し、委員長が委嘱する。

(業務分掌)

第16条 各部の業務分掌は常任委員会で決定し、委員総会の承認を得なければならない。

(任期)

第17条 部員の任期は、役員の任期と同じとする。

第7章 その他

(規程の改定)

第18条 規程の改定は、委員総会の3分の2以上をもって議決し、本協会理事会の承認を得なければならない。

補則

- 1 委員総会の機能を常任委員会に委ねることができる
- 2 本協会理事会及び本協会競技常任委員会の承認のもと、ブロック連絡会競技部会で、委員総会の一部を代行することができる。
- 3 委員長・副委員長・各部長(副部長)をもって部長会を設ける。
- 4 部長会をもって常任委員会の機能の一部を代行することができる。

付則

この規程は平成21年4月1日から施行する。